

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都港区東新橋1-9-1	平成24年7月31日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ソフトバンクモバイル株式会社 代表取締役社長 兼 CEO 孫 正義 電話 03-6889-6302
---	---

主たる業種	移動電気通信業		細分類番号	3	7	2	1
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	合理的な基地局受電設備の設置とネットワーク網構成を行い、排出量の増加抑制を行なう。						
計画を推進するための体制	・執行役員総務本部長を委員長とする会社横断となる環境委員会を設置 ・平成23年度にISO14001認定取得予定						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	1,926.0 トン	2,370.7 トン	トン	トン	23.1	パーセント
	評価の対象となる排出の量	1,926.0 トン	2,370.7 トン	トン	トン	23.1	パーセント
実績に対する自己評価		第二世代携帯電話サービスの終了に伴い、エネルギー効率の高い第二世代携帯電話サービス用設備の停止と撤去が順調に進捗したこと、エネルギー効率のより良い第三世代携帯電話サービス用設備への投資・更新が進んだことにより、予定を上回り大幅にエネルギー使用量が減少した。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	基地局受電設備	事業活動に伴う排出の量 (総排出量/基地局受電設備)	1.52	1.58			3.95 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
実績に対する自己評価		今後も基地局設備の増設が進むため、エネルギー使用量とCO2排出量は増加傾向となるが、原単位当たり排出量の目標達成に向けて活動を進める。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		150.0	150.0	パーセント	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	基地局受電設備においてエネルギー効率のより良い機器の導入と切替を進める					
	(24)年度						
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容		私有車通勤規程を制定している				
上記の措置を実施した結果に対する自己評価		特別な理由が無い限り私有車での通勤を許可しないため					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	さまざまなIT技術の提供による移動エネルギーの他、携帯電話リサイクルの推進に更なる注力や、業界として行うイベントなどに参加し環境保護に関する普及啓発活動を行う。また、オフィスにおける節電やクールビズ推奨によるエネルギー削減を推進する。						
特記事項	通信事業者として、ネットワーク需要拡大に当たるとともに、CO2削減取組を常に推進していくことが重要であるとする。ネットワーク充実のためには継続的な基地局受電設備の増設は必須であるため、設備の新設・更新時のエネルギー効率の向上に取り組み、原単位の削減に努める。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。